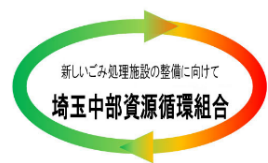


新「ごみ処理施設だより」

第11号(最終号)令和2年3月10日発行

埼玉中部資源循環組合

TEL 0493(81)6110



埼玉中部資源循環組合は令和2年3月31日をもって解散することになりました

新「ごみ処理施設だより」第11号(最終号)では、組合の設立とこれまでに取り組んだ主な事業、施設の建設運営等に関する協議の状況、解散に関する事務の内容などをお知らせします。

埼玉中部資源循環組合は8市町村でスタートし、その後1つの町が加わり、9つの構成市町村により運営されてきました

埼玉中部資源循環組合は、平成27年4月1日に8市町村(東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村)の可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び管理運営並びにこれに付帯する事務を共同処理することを目的に設立されました。その後、平成27年12月1日に川島町が加わり、組合の構成市町村は9市町村となりました。組織体系は構成市町村の市町村長による正副管理者会議、建設検討委員会などの識見者や住民代表者等で組織する会議、組合議会、事務局などで構成されました。

これまで、組合では地元説明会の開催や事業計画書の策定など、施設の建設等に必要の準備を行ってきました

当組合で取り組んだ主な事業は、(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)などの施設建設のための計画策定や現地調査、また、吉見町との連携による施設建設のための都市計画決定や周辺の環境影響評価などの法的手続き、さらには施設の建設等に

あたり必要な資金を計画的に調達するための施設整備基金の創設などです。

また、地権者、建設予定地周辺の住民や事業所等の皆さまには、事業の内容などをより詳しくお伝えし、ご理解ご協力をいただくとともに、施設建設についてのご意見等もお聞きするため、適宜、説明会を開催したほか、個別訪問なども実施しています。

なお、事業用地の取得や建設工事の発注などのハード事業には着手していませんでした。

構成市町村の間で施設の建設や運営に関する協議が行われましたが、付帯施設を巡って意見がまとまりませんでした

当組合の構成市町村は、組合設立前の平成26年12月に、埼玉中部資源循環組合を設立することを協議し、平成27年2月には組合規約を定めました。その規約の中には、組合の設立運営に関する基本事項のひとつとして、ごみ処理施設本体の建設や運営などに必要な費用の負担割合が明記されています。

一方、付帯施設(温浴施設などの地元要望を踏まえた施設)の建設や運営などに関する協議は、組合設立後の平成29年8月から、新「ごみ処理施設整備構想」などを基にして、副市町村長会議(当組合の構成市町村の副市町

長で設置された会議)で案をまとめ、正副管理者会議で決定するという形で協議を行いました。

この協議では、付帯施設の建設は組合が行い、その負担はごみ処理施設本体の建設費と同じ割合(均等割10% 人口割90%)にすることで意見が一致したものの、運営については、建設の目的を主に地元対策としていることなどから、建設と同様に組合にすべきとの意見と、主に吉見町の住民が利用する施設であることなどから吉見町で行うべきとの意見が出されました。また、運営費の負担割合についても、ごみ処理施設本体の運営費と同じ(均等割5% 人口割15% ごみの搬入量割80%)で負担すべきとの意見と、利用者を構成市町村別に集計し、その割合(利用者割)のみで負担すべきとの意見などが出され、協議を重ねたものの平行線

管理者あいさつ



埼玉中部資源循環組合 管理者
吉見町長 宮崎善雄

「新「ごみ処理施設だより」は、平成26年9月に第1号を発行して以来、今回で第11号となりましたが、本紙でご報告しているとおり、埼玉中部資源循環組合の解散が決定したことから、第11号が最終号となりました。

当組合は、平成27年4月に8市町村を構成市町村として設立され、その後川島町が加わり、9市町村が共同で可燃ごみや粗大ごみを処理するための新たなごみ処理施設とそれに付帯する施設の整備等を検討してきました。

そのような中で、施設の整備内容や費用の負担方法など、さまざまな事項について、時間をかけて協議を重ねましたが、付帯施設の関係で構成市町村間の意見の隔たりが大きく、令和元年8月26日に開催した正副管理者会議で、「今後組合は解散の方向で協議していく」とことを全会一致で決定しました。その後、すべての構成市町村議会でも解散に関する議案が可決され、当組合の解散が決定しました。

これまでの間、当組合は地域住民の皆さま、とりわけ地権者はじめ地元の皆さま、組合議会や関係機関・団体の皆さまなど多くの方々のご理解ご協力の下、各種事務事業に取り組みできました。お力添えを賜りました皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

当組合は令和元年度末をもって解散となりますが、当組合を構成する市町村は近接する位置にあり、このほかにもさまざまな事務事業で多様に連携するとともに、情報の共有や意見交換などを通じて、効率的な行政の推進に取り組んでいます。このようなことから、組合解散後も、行政の多くの分野で協力し、それらをよりよい地域づくりにつなげていけるよう努めてまいりますので、引き続き地域住民の皆さまのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、構成市町村のますますの発展と皆さま方のご健勝ご多幸を祈念申し上げます。

の状況が続きました。

また、地元住民との合意形成は施設を建設するうえで極めて重要であるとの考えから、地元の方々との話し合いの場を準備してきましたが、地元へ出向くにあたっては組合で建設可能な付帯施設の概要をもつていくべきとの意見と、まずは地元説明会を開催して地元の要望を聞くべきとの意見があり、開催の時期が未調整のため、話し合いには至りませんでした。このような中、令和元年5月23日に行われた会議では「各構成市町村とも、自治体としての考えをまとめてきているので、持ち帰って再検討しても変化はないのではないか。」などといった旨の意見が出され、協議の結果、正副管理者会議に現状を報告することになりました。

それを受けて、正副管理者は、7月13日から8月

26日までの間に、4回の会議を開催しました。7月13日の会議では付帯施設に関して構成市町村の意見が平行線であることなどを巡って管理者が辞意を表明し、その件について意見が出され、その後の会議では付帯施設に関する構成市町村ごとの基本的な考え方が示されるなど、協議が重ねられました。進展はなく、8月26日の会議では、「ここで何らかの結論を出すべきではないか。」などといった旨の意見が出され、「今後組合は解散の方向で協議していく」ことが全会一致で決定しました。

さらに、この決定を受けて令和元年10月5日及び11月9日に開催された正副管理者会議では、当組合は、令和2年3月31日に解散することをひとつの案として事務を進めること、解散後に残された事務は吉見町が承継することなどが協議されました。

構成市町村議会で、組合の解散に関する諸議案が可決されました

埼玉中部資源循環組合のような市町村等が共同して特定の事務を行っている団体（一部事務組合）を解散する場合は、地方自治法の規定により、構成市町村議会で、その組合の解散に関する議案の議決が必要となります。このことから、すべての構成市町村議会の令和元年12月定例会などで関係議案が審議され、可決されました。

○構成市町村議会で審議された議案（その1）
「埼玉中部資源循環組合の規約変更について」
当組合が解散した場合に、残された事務の引継ぎ方法などを定めるのに必要な組合の規約を変更することを構成市町村で協議してよいかをはかる議案です。

○構成市町村議会で審議された議案（その2）
「埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について」
当組合が解散するにあたっての財産処分の方法などを構成市町村で協議してよいかをはかる議案です。

また、「比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更について」の議案も可決されています。



令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会

埼玉中部資源循環組合議会でも、解散に関する諸議案が可決されました

令和2年2月6日に吉見町議会議場で、令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会が招集されました。今回は当組合の解散に関する諸議案が構成市町村議会で可決されたことを受けて、当組合でも解散に必要な議案の審議が行われ、関係するすべての議案が可決されました。

○組合議会で審議された議案（その1）
「埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定について」
当組合は、財政運営を継続して円滑に行うため財政調整基金に一定の現金を保有しているほか、施設の建設等にあたり必要な資金を計画的に調達するため、施設整備基金を設けて、一定の額を貯蓄してきました。この条例はこれらの基金を廃止する議案です。なお、廃止した後は、返還可能な額を、構成市町村が負担した額または率を参考に返還します。

○組合議会で審議された議案（その2）
「比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更について」

比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から当組合が脱退する議案です。

○組合議会で審議された議案（その3）
「令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について」
今回の補正の主な内容は、基金などに保有している現金を構成市町村に返還するためのものや予定していた事業を取り止めたことによる減額となっています。主な補正は次のとおりです。

【歳入】
・基金繰入金
833,872千円の増額
施設整備のためなどに基金に積み立てていた現金を一般会計に繰り入れるものです。この繰入金とすでに一般会計に計上されている予算のうち、返還可能な額を合わせた額（848,000千円）を、構成市町村へ返還します。

・事業債
335,800千円の減額
令和元年度に予定していた事業に充てるための資金の借入れを取り止めたことによる減額です。

【歳出】
・一般管理費
867,976千円の増額
一般管理費では総務費に係るさまざまな予算を計上していますが、その中で特に大きい割合を占めているのが、構成市町村からの負担金の返還金848,000千円です。この額を構成市町村が負担した額または率を参考に返還します。

※構成市町村ごとの返還金は「返還予定額一覧」のとおりです。

※構成市町村ごとの返還金は「返還予定額一覧」のとおりです。

施設整備費では、主に令和元年度に実施予定の事業に関する予算を計上していますが、解散を踏まえ、委託していた業務内容の変更、予定していた事業及び基金への積み立てを取り止めたことなどによる減額です。

※組合設立から解散までの5年間で支出した主なものは「負担金の主な支出項目（見込み）」のとおりです。

※組合設立から解散までの5年間で支出した主なものは「負担金の主な支出項目（見込み）」のとおりです。

返還予定額一覧 (単位：円)

東松山市	241,229,800	川島町	82,694,400
桶川市	203,681,600	吉見町	60,734,200
滑川町	56,272,800	ときがわ町	39,724,200
嵐山町	56,080,000	東秩父村	17,215,000
小川町	90,368,000	合計	848,000,000

負担金の主な支出項目（見込み） (単位：円)

人件費	職員給料、議員報酬等	343,020,872
施設整備費	委託料	162,903,044
事務管理費等	電話代、電算機器リース料等	41,159,942
合計		547,083,858

埼玉中部資源循環組合解散後に残った事務は吉見町が承継します

当組合が解散後、電話代やコピー料金など、翌月以降でなければ支払いができない、いわゆる未払金が発生します。また、年度の決算事務は、その年度の翌年度に行います。また、当組合は組合の事務に関することで裁判の被告となっており、現在継続中です。このような事務は、構成市町村の中のいずれかの団体で行う必要があり、組合解散後も必要経費を構成市町村が負担した上で、吉見町が承継することが決定しました。

※令和2年4月以降は吉見町役場へお問い合わせください。

吉見町役場農政環境課 TEL 0493(63)5017

編集後記

当組合の事務局は、埼玉県及び構成市町村からの派遣職員8名で設置され、主に組合のスタート段階での事務を担当してきました。新しいことづくめでしたが、皆で意見を出し合い、力を合わせて事務を進めたことは貴重な経験であり、そこで苦楽を共にした仲間が生涯の友となりました。この仕事を通じて、私たち職員が得たものは大きく、今後に生かしていきたいと思っています。ありがとうございました。